

<各小・中学校、幼稚園、保育所(園)の管理下でケガをしたときの主な手続きの流れ>

- 1.保健室等で応急処置をした上で、保険証を持って医療機関へ
- 2.医療機関初診時に、①学校等管理下でケガをしたので、災害共済給付制度を利用する旨を申し出る
②カク福は使用しない旨を申し出る

※通院等を含む治療が全て終わった後の医療費総額によって手続きが変わるため、治療が全て終わってから、次の手続きへ進んでください。

(医療費総額が 5,000 円以上となった場合)

学校等に医療機関から受け取った診療内容の証明を提出(その後、学校等から日本スポーツ振興センターへ災害共済給付が請求されます。)

日本スポーツ振興センターからの支給額が決定する。

後日、自己負担分(医療費総額の 2 割または 3 割)+**見舞金(医療費総額の 1 割)**が学校等を通じて給付されます。

(医療費総額が 5,000 円未満となった場合
もしくは、災害共済給付制度に加入してい
なかった場合)

災害共済給付制度は利用できないので、
表面**医療助成費払戻し手続**を行っ
てください。

※福祉医療費助成制度を既に利用した
医療費に対して、災害共済給付制度の
請求を後から行うことはできません。